

兵庫県立尼崎総合医療センター広報制作物リニューアルに関する提案・支援業務委託業者募集要項

1 趣旨

令和7年7月1日に開院10周年を迎えることを契機とし、兵庫県立尼崎総合医療センターはブランディングの強化を目標に掲げている。また、病院マーケティングサミットJAPANへの参画も目指している。そこで、ホームページ、広報誌、採用関連コンテンツ、その他の制作を同一の事業者へ委託することにより、統一感のある制作物、コミュニケーションの創出を図り、ブランディングの強化に繋げることを目的として、兵庫県立尼崎総合医療センターと委託契約を締結し、広報制作物リニューアルに関する提案・支援業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

兵庫県立尼崎総合医療センター広報制作物リニューアルに関する提案・支援業務委託

3 履行場所

兵庫県立尼崎総合医療センター 兵庫県尼崎市東難波町2丁目17番77号

4 委託業務の内容

(1) ホームページの制作・運営管理業務（令和7年7月リニューアル）

別紙仕様書のとおり

(2) 広報誌に関するデザイン・レイアウト制作等（令和7年7月リニューアル、年4回程度発行予定）

現行広報誌：<https://agmc.hyogo.jp/aboutus/outline/public-relations>

(3) 新規看護師採用広報物等に関するデザイン・レイアウト制作等

現行パンフレット：別添のとおり

※（2）及び（3）印刷業務は、完成原稿の下、媒体単位で、別事業者へ発注予定

5 委託業務の詳細

(1) 概要

- ・令和7年6月までに広報誌リニューアル号、看護師採用パンフレットの入稿を完了し、その後すみやかにホームページもリニューアル公開する必要があるため、そのリソースとクオリティを確保できること
- ・ブランディングを念頭に置いた提案であること
- ・各媒体におけるトーン&マナーを統一すること
- ・医療機関としての信頼感を担保するデザインであること
- ・各媒体において最適化されたデザイン、レイアウトを実現していること
- ・既存の制作物のトーン&マナーにとらわれない新しい提案であること
- ・ホームページ及び紙媒体で使用する各デザインパーツの画像データでの提供を行うこと
- ・制作物の文字校正を行うこと
- ・将来的に動画コンテンツ制作も可能であること

(2) ホームページの制作・運営管理業務

- ・患者さんや閲覧者にとって「わかりやすく、使いやすい」UIであること
- ・すっきりとして見やすく、求める情報にたどり着きやすいこと

- ・コンテンツへのタグづけなどを行い、関連情報を得やすくする仕組みを構築すること
 - ・情報が適切に更新、削除されており、いつ見ても最新の情報に保たれていること
 - ・各端末で最適化された表示が成されること（レスポンシブデザインなど）
 - ・簡単な更新などは本院職員ができるよう、レクチャーの実施、マニュアルの制作を行うこと
- (3) 広報誌に関するデザイン・レイアウト制作等
- ・手に取りたくなる表紙デザインであること（“役所の刊行物”に見えない）
 - ・わかりやすく読みやすいレイアウト、デザインであること
- (4) 新規看護師採用広報物等に関するデザイン・レイアウト制作等
- ・パンフレット、WEBで統一感のある展開を行うこと
 - ・作成したパーツや画像が提供可能であること（採用説明会資料、SNSなどに活用予定）
 - ・WEBにコンテンツが追加されていっても可能な構成であること

6 公募内容

(1) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。（ただし、1年に限り更新する場合がある。）
（なお、ホームページの保守は別途契約予定。）

(2) 必要経費等の負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

7 参加資格

次の要件をすべて満たす事業者に関し、参加することができる。

- (1) 日本国内の一般病床数100床以上の医療機関、もしくは日本医学会加盟学会の学術集会ホームページ等の制作実績があること。
- (2) 欠格要件に該当しない者
- 法人及びその代表者が次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
 - ② 本プロポーザル募集公告（以下、「募集公告」という。）の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者
 - ③ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者
 - ⑥ 募集公告の日から募集公告に係る業務の委託事業者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
 - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
 - ⑧ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
ア 成年被後見人又は被保佐人

- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 暴力団の構成員等

8 参加手続き等

(1) 事務局

兵庫県立尼崎総合医療センター 経営企画部経営企画課
〒660-8550 兵庫県尼崎市東難波町2丁目17番77号
電話 06-6480-7000 (代)
FAX 06-6480-7001
メール shingo_mizoguchi@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項の配布

① 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

② 配布期間

令和7年2月14日(金)から同年2月21日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記書類を必要に応じて作成し、提出期限までに提出すること。

① 提出書類及び提出部数

別表1のとおり

② 提出方法

持参、郵送又は電子メールとする。

③ 受付期間

令和7年2月14日(金)から同年2月21日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は同年2月21日(金)必着とする。

④ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) プロポーザルにかかる質問及び回答

質問がある場合は、質問書(様式第5号)により行うこととしFAX、持参、郵送又は電子メールとする。FAXの場合は確認のため事務局に電話による確認を行うこと。

① 提出期間

令和7年2月21日(金)から同年2月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は同年2月28日(金)必着とする。

② 提出先

上記(1)に同じ。

③ 回答

令和7年3月7日(金)に、参加申込書を提出した者全員に対して電子メールもしくはFAXに

より回答する。

(5) 参加者説明会の開催

- ① 参加申込をした者に対し、参加者説明会を開催する。
- ② 参加者説明会の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。
(令和7年2月27日(木) (予定))

(6) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり企画提案書等を作成し、提出期限までに提出すること。なお、同一の参加者が提案する企画は一つに限る。

- ① 提出書類及び提出部数
別表1のとおり
- ② 提出方法
参加者が事務局へ持参、郵送又は電子メールとする。
- ③ 受付期間
令和7年3月7日(金)から同年3月21日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、同年3月21日(金)必着とする。
- ④ 提出先
上記(1)に同じ。

(7) プレゼンテーション

- ① 企画提案書を提出した者に対し、提出した企画提案内容についてプレゼンテーションを求める。
- ② プレゼンテーションの日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。
(令和7年3月25日(火) (予定))

9 提出書類作成上の注意

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

応募に係る一連の手続き及び契約に関する手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 留意事項

- ① 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は非公開とする。
- ③ 提出書類に記載された個人情報、事業者の選定のための評価・手続きに使用すること以外に、参加者の承諾を得ずに利用しないものとする。
- ④ 提出書類は返却しない。
- ⑤ 提出書類について、本要項に定める様式に適合しない場合は、応募を無効とすることがある。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出された提案は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- ⑦ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めないものとする。ただし、誤字・脱字等軽微な修正は、この限りではない。

(3) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ① 参加者は、応募書類の提出をもって、この要項の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

② 企画提案書の規格は、A4版とし、分かり易く簡潔に記載すること。

10 無効となる提案

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) プロポーザルへの参加資格が認められない者による提案
- (2) 募集要項等の規定に違反した提案
- (3) 虚偽の内容が記載されている提案
- (4) 金額、氏名その他重要な文字、語句の誤脱や、不明確な提案
- (5) 委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求めた者による提案
- (6) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格またはその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者による提案
- (7) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者による提案

11 当選者の選考及び通知の方法

(1) 選考方法

当選者の選考は、「兵庫県立尼崎総合医療センター広報制作物リニューアルに関する提案・支援業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選考結果の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立尼崎総合医療センター広報制作物リニューアルに関する提案・支援業務委託契約」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 期限までに提案書を提出しなかった者
- ② 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

(6) 選考書類の取扱い

選考書類は非公開とする。

12 選定後の手続き

(1) 契約準備等

契約予定者は、選考結果通知後、直ちに次に掲げる書類を提出するとともに、準備作業について、病院と打ち合わせを行うこととする。

- ① 国税の納税証明書（該当する全ての国税税目に未納の税額がないことの証明書） 1部
- ② その他病院が求める書類

(2) 契約

- ① 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。なお、仕様書については変更することがある。
- ② 契約担当者は、業務受託者が提案事項について、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、当選の取り消し及び契約の解除ができるものとする。

- ③ 契約予定者は、当選後に7（2）各号の事由に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。
- ④ 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の当選を取り消し、次点者を当選者とする。

13 選定事業者の取消し

次に掲げる事項に該当することとなったときは、選定結果を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由がなく、本要項12に記載する契約手続きに応じなかったとき。
- (2) 選定から契約手続までの間に、選定事業者について資金事情の変化等により企画提案した業務の運営の履行が確実にないと当院が判断したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、兵庫県立尼崎総合医療センター広報制作物リニューアルに関する提案・支援業務委託業者として相応しくないと当院が判断したとき。

14 延期等

プロポーザル参加者が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で、プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めたとし並びに不慮の都合により、本プロポーザルを延期または中止することがある。その場合は、周知することとする。

15 その他

本提案の公告の日から、委員会において選考が終了するまでの間は兵庫県病院局及び兵庫県立尼崎総合医療センターに向けた本件に関する営業活動は禁止する。

別表 1

提出書類

様式等	様式名・記載内容	提出部数	提出期間
様式第 1 号	参加申込書	1 部	R 7. 2. 14～
様式第 2 号	誓約書	1 部	R 7. 2. 21
様式第 3 号	会社概要 (パンフレット等参考となる資料があれば別途添付)	1 部	R 7. 3. 7～
様式第 4 号	業務委託実績に関する調書	1 部	R 7. 3. 21
様式第 5 号	質問書	1 部	R 7. 2. 21～ R 7. 2. 28
様式第 6 号	提案書	1 部	R 7. 3. 7～ R 7. 3. 21
任意様式	①費用見積額（年額） ・ホームページの制作・運営管理業務 ・広報誌に関するデザイン・レイアウト制作等 ・新規看護師採用広報物等に関するデザイン・レイアウト制作等 ②ホームページ保守運用費用金額（月額） ※見積書 見積書に記載する金額は、 <u>消費税及び地方消費税抜きの金額</u> に記載すること。 ※保守運用費用については審査の参考とする。 （ホームページ作成後、別途契約予定。）	1 部	
任意様式	その他参考資料（必要に応じて提出）	1 部	